

## 参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和7年1月16日

北九州市都市ブランド創造局科学館普及課

### 1 当該公募の趣旨

本業務は、北九州市科学館が所有する天文学習用送迎バス「シリウス号」を提供し、当該バスの運行及び維持管理を委託するものである。本業務については、履行実績のある特定の者を相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募がない場合、応募があっても3の応募要件を満たすと認められる者がいない場合、応募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続きに移行する。

なお、3の応募要件を満たすと認められる者がいる場合は、指名競争入札を実施する予定である。

### 2 業務の概要

#### (1) 業務名

北九州市科学館送迎バス運行業務

#### (2) 業務内容

科学館が所有する天文学習用送迎バス「シリウス」号（乗車定員58名、長さ1,199cm、幅249cm、高さ335cm、平成15年度初年度登録）を提供し、当該送迎バスの運行及び維持管理を受託者に委託するもの。運行の際は現在の自家用ナンバー（白ナンバー）で運行するもの。

#### ア 運行日数及び運行時間

1日運行の日数は97日以内、半日運行の日数は46日以内とし、運行時間は、当館の指定する日時とする。

#### イ 運行の範囲

送迎バスは、原則として北九州市内の小学校等と北九州市科学館との間を天文学習及び団体向け科学体験教室等のために運行するものとする。

#### ウ 維持管理業務

送迎バスの運行に伴う維持管理業務を行い、受託者が申し出た場所で適切に保管する。また、送迎バスが故障などにより、運行できない場合は代行車による運行の手配を行うものとする。

(3) 履行期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

3 応募要件

(1) 基本的要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

ウ 有資格業者名簿において「A」の等級に格付けされていること、及び有資格業者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内であること。

エ 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 基本的要件以外の要件

ア 運行の際は現在の自家用ナンバー（白ナンバー）で運行すること。

イ 故障またはやむを得ない理由により、送迎バスの運行ができない場合は代行車による運行の手配ができること。

4 手続き等

(1) 契約担当課（問い合わせ先）

住所 北九州市八幡東区八幡東区東田四丁目1-1  
担当課名 都市ブランド創造局科学館普及課  
電話番号 093-671-4566 FAX 番号 093-671-4568

(2) 説明書等の交付期間、場所及び方法

ア 交付期間

令和7年1月16日から同月29日まで（同月27日及び28日を除く）  
の毎日、10時から17時30分まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

ウ 交付方法

交付場所において配布します。

エ 交付書類

説明書、参加意思確認書

(3) 参加意思確認書の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間

令和7年1月16日から同月29日まで（同月27日及び28日を除く）  
の毎日、10時から17時30分まで

イ 提出場所

（1）に同じ。

ウ 提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に応募要件を満たすことを証する書類を作成添付し、提出期限までに直接持参すること。

（4）その他

ア 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行うこととなった当該業務委託の指名競争入札を中止する場合がある。

イ 詳細は説明書による。